

地域包括ケアシステム取組方針

令和3年10月

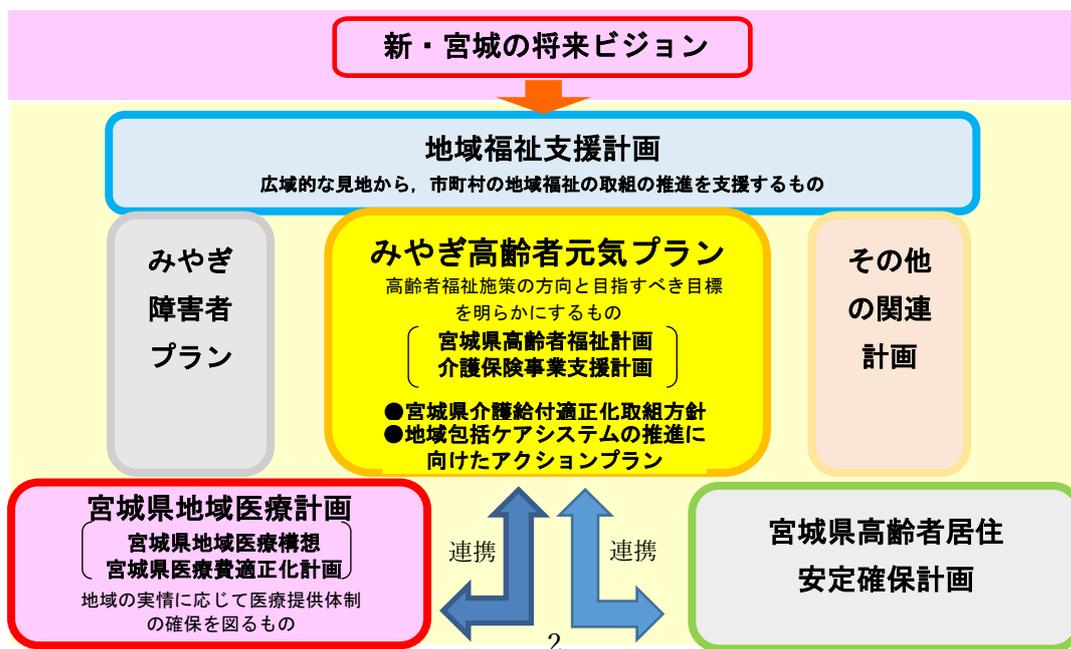
宮城県地域包括ケア推進協議会

目 次

I 趣旨	2
II 目標と施策の柱	3
III 施策展開の方向	4
IV 具体的な取組・事業	24
V 重点的な取組	33
VI 目標値	34

I 趣 旨

- ・ 高齢社会が進展する中、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を見据え、医療と介護の連携や、地域における介護予防の取組、支え合い体制づくりなど、誰もが住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるように医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを一層充実させ、推進する必要があります。
- ・ 令和2年6月に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。
- ・ 県では、関係機関の連携体制を構築するため、「宮城県地域包括ケア推進協議会」を設立するとともに、「みやぎ高齢者元気プラン」の下位計画として「地域包括ケア推進アクションプラン」を策定し、取組の方向性や目標を関係機関で共有しています。
- ・ 今後の地域包括ケアシステムのさらなる充実と、地域共生社会の実現に向けては、他の高齢者福祉施策と一体的に取り組む必要があります。このため、これまでアクションプランで策定してきた方向性や目標値を上位計画である「第8期みやぎ高齢者元気プラン」で策定し、併せて本「地域包括ケアシステム取組方針」において、「みやぎ高齢者元気プラン」に掲げた計画や目標・施策の方針を、参画機関をはじめとした関係機関や団体・市町村と共有することで一層連携を深め、一丸となって取り組んでいくことを目的に策定するものです。

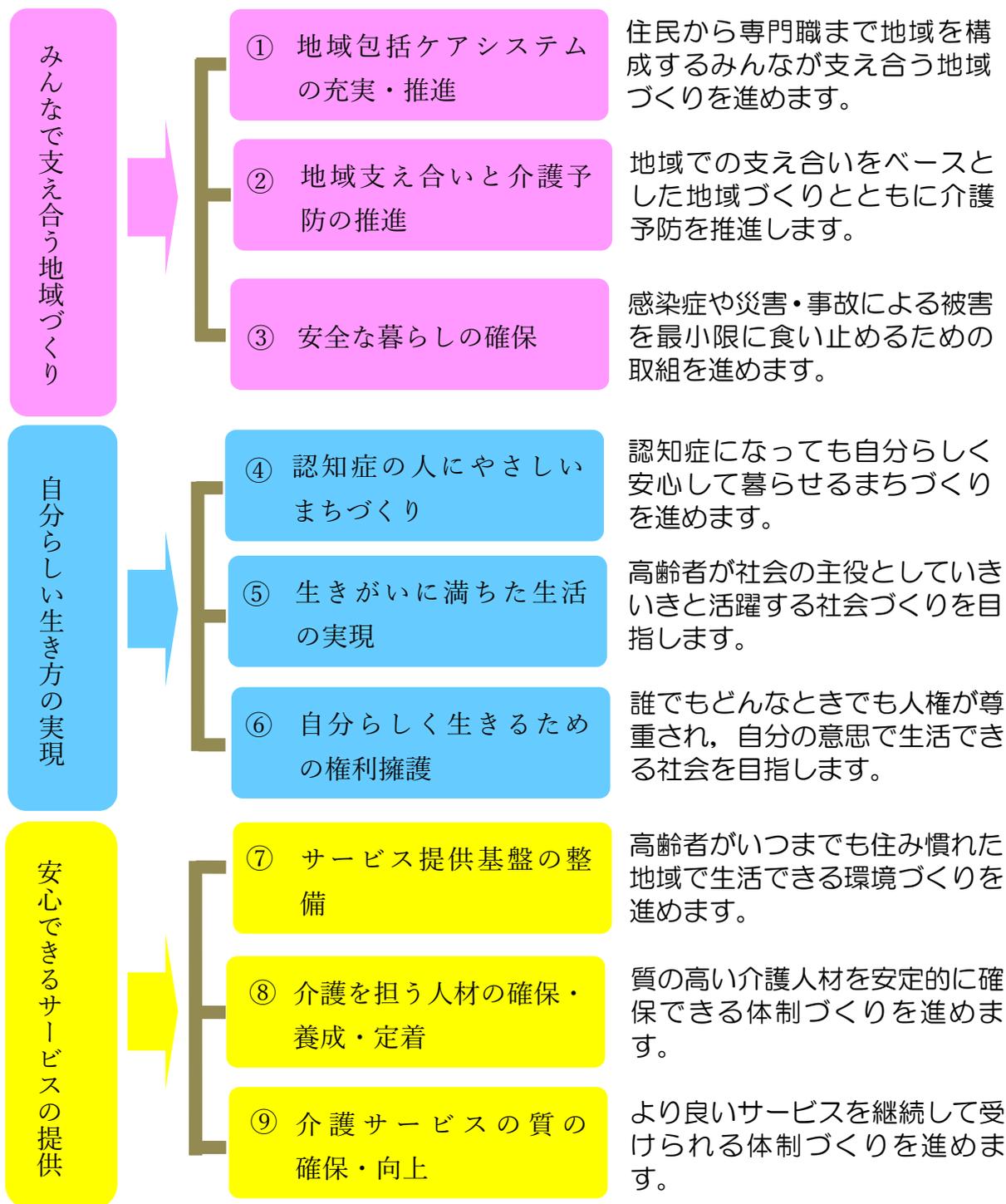


II 目標と施策の柱

行政，企業，民間団体，県民が一緒になって，地域で自分らしい生活を安心して送ることができる社会づくりを進めるために，「第8期みやぎ元気プラン」で掲げた基本的目標と9つの施策の柱は以下のとおりです。

【基本的目標】

【基本課題】



Ⅲ 施策展開の方向

9つの柱に応じた施策展開の方向性は、以下のとおりです。

基本的目標1 みんなで支え合う地域づくり

(1) 地域包括ケアシステムの充実・推進

① 地域包括ケア体制の充実

- ・ 地域包括ケアシステムの充実・推進を図ることの重要性について、高齢者本人や家族、地域住民、地域の専門職、関係機関等の理解を深めるために、地域の実情に沿った普及啓発を行うとともに、地域毎の課題解決への支援を行っていきます。
- ・ 地域包括支援センターが、地域の高齢者やその家族が生活を送る上で何か困ったことがあった場合の最初の「総合相談窓口」としての機能を十分に設置できるよう、地域包括支援センターの役割について広く周知するとともに、運営状況の把握に努め、制度の改善が必要な事項については、国に対して要望等を行っていきます
- ・ 地域包括支援センターがより効果的に業務を行えるよう、市町村と連携し、地域ケア会議にアドバイザーを派遣するとともに、センターの体制整備、業務運営の手法、業務に関する専門的知識の修得などを目的とした研修会を開催し、地域包括支援センター職員の資質向上を支援します。

② 多職種連携体制の構築・推進

- ・ 関係機関が集まる地域ケア会議等既存会議の内容を充実させるとともに、地域包括支援センター単位での会議に加えて、市町村単位、保健福祉事務所（保健所）単位での地域課題を検討する場を確保します。また、会議等の活性化を図るため、より多くの職種の参加を促進します。
- ・ 地域の医療資源や介護資源等の特性を踏まえた多職種連携を進めるため、在宅医療や在宅介護の実態把握や分析、事業評価手法の検討などを通し、市町村の事業マネジメントを支援します。
- ・ 各保健福祉事務所（保健所）では、管内市町村の実情に応じた伴走型の支援に努めます。
- ・ 医療知識取得等のための研修の実施や医療・介護の情報を適切に運用できる環境づくりにより、介護支援専門員のマネジメント機能強化を支援します。
- ・ 医療職や介護職、リハビリテーション専門職等、関連する多職種の連携を推進するため、関係職種を対象とした研修を実施するとともに、情

報の共有や課題の抽出，対応策の検討等を行うための環境づくりを推進します。

- ・ 市町村及び地域包括支援センターがリハビリテーション専門職等と円滑な連携を図り，高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた効果的な取組ができるよう，地域で活躍できる専門職の広域派遣調整及び人材育成体制のさらなる充実を図ります。

③ 介護家族の支援

- ・ 地域包括支援センターが本人や家族からの相談，地域の社会資源との連携，戸別訪問等により地域の高齢者や家族の状況についての実態を適切に把握し，必要な支援へとつなぐことができるよう，地域包括支援センター職員の研修などを通じて支援します。
- ・ 24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」，「小規模多機能型居宅介護」，「看護小規模多機能型居宅介護」など介護家族の負担を軽減するサービスが積極的に活用されるよう，制度の周知を行うなど普及を図っていきます。
- ・ 家族を支援するための仕組みづくりに向けて，「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」などの場面を活用して現状把握と課題検討を行い，市町村が行う地域支援事業の中で家族支援策としての各種取組が積極的に推進されるよう，アドバイザーによる情報提供や助言等を行っていきます。

(2) 地域支え合いと介護予防の推進

① 支え合う地域社会づくり

- ・ 被災者支援や地域住民の支え合い，公的サービスと連携した支援に取り組んでいる住民グループやNPOの取組を支援するとともに，活動内容，効果や課題等を整理し情報発信することにより，同様の取組を県内各地に広めます。
- ・ 災害公営住宅等を含めた地域の支え合いや見守り活動の推進のため，関係機関などと連携し，市町が設置するサポートセンターの運営支援，「生活支援相談員」の養成研修等の支援を継続します。また，地域包括支援センター職員向けの研修等を実施することで，地域包括支援センターと市町サポートセンターの連携や地域における生活支援・介護予防体制の構築を図るための人材を育成します。
- ・ 社会福祉法の改正を踏まえ努力義務化された市町村地域福祉計画の策定を促進するとともに，地域共生社会の実現に向け，地域力の向上や地域福祉の推進のための市町村が行う取組に対し，会議等の場を通じて支

援を行います。また、身近な福祉活動の展開とネットワーク化を進め、県内各地で住民主体による地域福祉活動が実践されるよう、市町村及び社会福祉協議会に対して地域福祉推進のための支援等を行います。

- ・ 震災復興を通じて得た知見やノウハウを活用し、個別の福祉課題を解決するための取組を推進することにより、地域の支え合いの強化を図ります。
- ・ 平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立支援に向け、福祉事務所設置自治体が関係機関と連携し、様々な支援を包括的に行います。
- ・ 近隣住民が見守りや日常生活上の援助を行ったり、自宅に閉じこもりがちな高齢者宅を定期的に訪問するなどの地域支え合い活動に積極的に取り組む社会福祉協議会や老人クラブ等の団体を支援します。
- ・ 介護保険制度の地域支援事業による「介護支援ボランティアポイント」の活用は、参加者に一定の経済的メリットがあり、地域活動になじみのない高齢者が参加するきっかけとして期待できます。こうした取組が促進されるよう市町村と連携した支援を行います。
- ・ 宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）を県内のNPO活動推進の中核機能拠点とし、各地域のNPO支援施設と連携しながら、NPO活動の紹介や交流事業、マネジメント講座等の開催、事務ブースや会議室の貸出し、助成金やイベント等に関する情報発信等によりNPO活動を支援します。
- ・ 市町村が中心となり行う災害公営住宅等での地域支え合い活動が円滑に行われるよう、関係機関などと連携し、サポートセンターの運営支援や生活支援相談員養成等の人材育成等を行うほか、市町村がNPOやボランティア等に対して行う支援についての活動等を促進し、地域住民がともに支え合いながら社会活動を推進し、バランスのとれた地域コミュニティの構築を図ります。また、被災地以外の地域に対しては、地域の支え合い活動の事例紹介や情報提供を行い、市町村の取組を促進します。
- ・ 宮城県社会福祉協議会の「みやぎボランティア総合センター」が中心となり、ボランティアコーディネーターの活用、NPO法人等の中間支援組織との連携を進め、各地域のNPOやボランティア等への支援体制を強化・充実していきます。
- ・ 地域における自主的な生活支援体制構築に向けた支援や、地域活動を推進するリーダーの育成に取り組めます。また、コミュニティ・ソーシャル・ワークの視点を持った人材の育成・配置支援及び地域課題に対し

て助言するアドバイザーの派遣を行うことで地域活動の促進を図ります。

- ・ 宮城いきいき学園による地域活動の人材育成，老人クラブ活動やシルバー人材センター事業の活性化等により，高齢者自身の地域活動への積極的な参加を促します。
- ・ 市町村や地域包括支援センターと連携し，認知症サポーターや介護予防ボランティアなどの人材を養成するとともに，地域住民が参加出来る新たな活動の場の創出に取り組みます。
- ・ 教育現場や地域単位の福祉教育など，あらゆる世代が福祉や介護について経験を深める取組を進めます。

② 地域支え合いの推進

- ・ 国では，制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現するため，令和2年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）を公布し，必要な施策を展開することとしており，地域包括ケアシステムも，その実現に向けた取組の1つとして充実させていくこととしています。
- ・ 市町村において既存の相談支援等を活かしつつ，地域住民の複雑化・複雑化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を構築するため，「相談支援」，「参加支援」，「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。令和3年度から開始される重層的支援体制整備事業や重層的支援体制への移行準備事業の実施に向け，市町村に対し必要な支援等を行っていきます。
- ・ 住まい・医療・介護・生活支援等の一体的な提供に向け，市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」を支援するため，県では「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を設置しています。この「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」では，地域の個別課題解決に向けて有識者等による検討を行うとともに，各市町村へのアドバイザーの派遣を行い，地域課題の解決やサービス開発等について助言を行っています。
- ・ また，日常の営みとして特段意識せずに行われることの多い「近所づき合い」や「趣味のサークル」などの「地域の宝物」を見つけ，支え合いや見守りに活用するため，生活支援コーディネーターが積極的に役割

を果たせるよう、研修を通じて人材育成を行っていきます。併せて、感染症の発生下にあっても、地域住民や民間事業者による活動との連携や、ITの活用など、「新しい生活様式」を踏まえた多様な手法により、見守りが継続されるよう市町村に対する支援を行っていきます。

- ・ さらに、新たなコミュニティにおける支え合いの体制づくりに向け、被災者支援活動で培ったノウハウを活かしながら、専門家派遣等の取組を継続していきます。
- ・ また、地域共生社会の実現に向けて、個人や世帯の抱える複合化・複雑化した課題に対応するためには、多様な担い手が連携して地域づくりに取り組む必要があります。高齢者と障害児・者をサポートする「共生型サービス」の活用を含め、制度や分野を超えた支援体制の構築にも取り組みます。

③ 介護予防の推進

- ・ 高齢者のみならず、全県民が自立支援・重度化防止、介護予防・フレイル予防、そして、社会参加を正しく理解し、適切なケア（セルフケア含む）やサポートができるよう、県民への普及啓発を行います。
- ・ 要介護認定者数が増加を続ける中、要介護認定者への介護保険サービスの適正化はもとより、フレイル高齢者や要支援認定者の重度化を予防するため、総合事業を基盤とした介護予防事業の取組を推進します。
- ・ 総合事業について、市町村と連携しながら実態の把握を行うとともに、効果的・効率的な事業が展開できるよう、地域課題の分析、課題解決策の検討を広域的視点から支援し、地域の実情に応じた介護予防・生活支援サービス事業を含む多様な受け皿の創出を推進します。また、市町村が幅広い専門職と連携し、地域の多様な資源を活用しながら総合事業を進められるよう、地域で活躍できる専門職の育成及び関係団体との広域的な連携体制の強化を図ります。
- ・ 年齢や生活機能の状態等で分け隔てることなく、全ての高齢者が主体となって参加できる多様な通いの場、就労的活動、社会参加の促進を図ります。また、移動の手段が社会参加へのハードルとなることのないよう地域の実態を把握するとともに、地域交通や住民同士の支え合い等地域の実情を踏まえながら、市町村と連携し移動手段の確保に向けて支援を行います。
- ・ 市町村と後期高齢者医療広域連合が高齢者の健康寿命延伸に向けた保健事業と介護予防の一体的実施を効果的且つ効率的に推進できるよう、関係団体との連携・協働により技術的な市町村支援を行うとともに、高齢者の低栄養の問題に対応できる栄養士をはじめ、フレイル対策に携わ

る専門職の人材確保・育成体制を構築します。

(3) 安全な暮らしの確保

① 感染症への備え

- ・ 介護サービスは、高齢者の生活を維持する上で不可欠であり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても必要な介護サービスが提供できるよう支援に努めます。
- ・ 介護サービス事業所における適切な感染対策の推進のため、実地指導等において引き続き感染対策の助言・指導を行います。また、必要に応じて感染対策のための研修を開催します。
- ・ 関係団体の協力を得て、応援職員を県に登録し、施設において感染者が発生した際には、県と関係団体が連携して派遣調整を行う枠組み等を整備しており、引き続き運用します。
- ・ 今後の県内の感染症流行に備え、マスクやディスポーザブル手袋等の衛生資材を必要量備蓄します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の機会が減っている高齢者の健康維持・フレイル予防に向け、在宅でもできる体操などの動画の発信や、マスメディアを活用した普及啓発を行います。また、高齢者の外出の機会を適切に維持できるよう、市町村と連携し運営者や参加者に正しい知識を広めるとともに、通いの場や認知症カフェにおける感染対策を推進します。
- ・ 対面による見守りの機会が減少したことを踏まえ、電話や手紙による近況伺いや、衛生資材の配布の機会の利用、地域住民や民間事業者による活動との連携など、各地域で見守り活動の工夫が行われています。こういった事例を展開し、新しい生活様式を踏まえた見守り方法の導入を促進することで、高齢者の健康維持を図ります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷等の被害を受けた方々に対し、相談窓口を設置するなどの支援を行います。

② 地域ぐるみの防犯・防災対策

- ・ 「犯罪のない安心して暮らすことのできるまちづくり」を県民運動として展開することで、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を進めていきます。また、地域で行う安全教室等に講師を派遣し、防犯講話や防犯訓練を実施し、自治体、警察、自治会、事業者等と連携し地域全体で安全対策を推進します。
- ・ 県民の皆さんが安心して暮らせるように、交番・駐在所等の警察官によるパトロール活動、一人暮らし高齢者への訪問活動、危険箇所のパト

ロール、防犯指導のほか、特殊詐欺や各種犯罪被害防止等の防犯教室、交番・駐在所だよりの発行による地域安全情報の提供等の活動を行っていきます。また、高齢者の消費者被害を防止するため、相談機関と見守り関係者などが顔の見える関係を構築し、地域での情報共有と見守りにより、消費者被害の防止と救済に取り組みます。

- ・ 災害公営住宅等での生活を安全・安心にし、高齢者の見守り活動等が行われるよう、災害公営住宅等におけるコミュニティの構築・維持や地域での見守り体制構築等について市町村の取組への支援を継続します。
- ・ 消費生活センターにおいて、悪質商法や金銭詐欺等による被害などの消費生活相談に応じるほか、被害を未然に防止するため、高齢者向けの消費生活講座等を開催し、高齢者に配慮した情報提供や広報活動の強化等に取り組みます。また、消費者教育推進計画に従い、関係機関との連携・協働により効率的かつ効果的な消費者教育を推進します。
- ・ 認知症高齢者グループホームなど要介護高齢者が居住・入所する施設に対し、防火体制や火災発生時の消火・避難通報体制の確保など防火安全対策に万全を期すよう促し、対策の徹底を図ります。
- ・ 住宅火災による死者の発生防止、とりわけ就寝中における逃げ遅れを防止するため、住宅用火災警報器を設置していない既存住宅への設置を促すとともに、住宅用防災機器の普及を促進します。
- ・ 平成30年1月に改定した「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」に、福祉施設に関する指針を新たに追加したことから、本指針を広く施設の運営法人に周知するとともに、高齢者入所施設等に対して、不審者対策防犯訓練を実施します。

基本的目標2 自分らしい生き方の実現

(1) 認知症の人にやさしいまちづくり

① 認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくり

- ・ 認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくりを進めるため、認知症への正しい理解を広めます。また、市町村や地域包括支援センター、医療機関や介護事業所などの保健福祉医療関係者だけでなく、学校や警察、町内会や民生委員、商工会など生活に関わる様々な関係機関と協力し、一体となって認知症の人にやさしいまちづくりを進めていきます。
- ・ これまで、市町村や老人クラブ等と連携しながら、認知症について理解し、温かく見守る応援者「認知症サポーター」の養成講座の開催を支援してきました。今後は、認知症の人と地域で関わる人が多いと想定

される小売業・金融機関・公共交通機関等や教育分野に認知症サポーターを増やすことを目指すとともに、認知症サポーターを中心とした支援チームを作り、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等にあった具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築を進めていきます。

- ・ 社会や地域における認知症への理解を促進するためには、国や市町村・団体など関係機関と幅広く連携しながら取り組みを進めていく必要があります。国際アルツハイマー病協会と世界保健機関（WHO）が共同で「世界アルツハイマーデー」（9月21日）を定め、様々な啓蒙を実施しています。このような取組と連動し、より効果的な普及啓発を進めていきます。
- ・ 若年性認知症の人と家族や企業、介護や障害福祉など関係者に対し、若年性認知症支援コーディネーターによる相談窓口や、当事者や家族が集まるピアサポートグループの設立支援など、若年性認知症の人と家族が自分らしく過ごせる社会づくりを進めていきます。

② 正しい理解の促進と本人発信支援

- ・ 認知症の人本人が普及啓発活動等を行う「宮城県希望大使」を設置し、その活動状況を広く発信・周知することで、認知症への関心と正しい理解を広めます。
- ・ 診断直後から希望を持って前向きに明るく生きてきて思いを共有できるピアサポーターと出会う場づくりについて、認知症疾患医療センターと連携して取り組みます。また、ピアサポーターの相談活動を充実させるため、各市町村とともに活動の場づくりに取り組みます。
- ・ 地域で認知症の人が集い、自分たちの思いを発信する取り組みである「本人ミーティング」の普及を各市町村とともに推進していきます。
- ・ 認知症の人と家族に対する支援として、認知症当事者や家族による活動団体等と連携しながら本人の自立や介護家族の負担軽減を図ります。

③ 早期発見・早期対応の促進，医療体制の整備

- ・ 市町村における早期発見・早期対応につながる活動が今後とも充実するよう、情報の収集と提供に努めます。また、認知症についての県民の関心を高めることも必要であり、認知症に関する基礎知識の普及啓発に努めます。
- ・ 市町村が設置する認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員など、認知症の予防（※）に向けて早期発見が促進される事業のさらなる充実に向けて、養成研修の受講支援や、活動の質向上に向けた研修や情報交換の機会を設けます。

※予防：認知症になるのを遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにする

- ・ 認知症の早期の診断と治療開始を促進し、地域での連携体制を構築するために、県医師会と連携して「かかりつけ医」（主治医）及び「病院勤務の医療従事者」に対する研修と、「認知症サポート医」を養成する研修を継続するとともに、市町村及び地域包括支援センターに「認知症サポート医」や「かかりつけ医」に関する情報を提供し、介護と医療の関係者間の連携を図ります。また、あらゆる医療現場で認知症に適切に対応するため、歯科医師、薬剤師及び看護職員等の認知症対応力向上の研修を継続します。
- ・ 認知症医療の連携体制強化を図るため、認知症疾患医療センターについて、医療機関、認知症サポート医、市町村や地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携しながら、地域連携拠点としての機能を発揮できるように支援していきます。

④ 認知症ケアを担う人づくりと介護者への支援

- ・ 介護サービスの従事者及び事業管理者等に対する研修や、認知症介護指導者の養成研修を引き続き実施しその充実を図ります。
- ・ 異業種からの参入や新卒・新任の介護職員に対して、認知症介護に必要な基礎的知識・技能の取得を支援し、認知症介護現場全体の介護の質向上を図ります。また、認知症介護基礎研修について、国の制度改正も鑑みながら、より広く受講が可能となるよう、オンライン化を含めた研修体制の整備を進めます。
- ・ 認知症の人とその家族の支援について、関係団体や各市町村と共に、交流や活動の場づくりに取り組みます。また、市町村が実施している介護家族支援の取り組みを引き続き支援します。
- ・ 市町村や地域包括支援センター、そのほか多様な主体による「認知症カフェ」の設置促進及び普及啓発を進め、認知症の人や家族が安心して過ごせる地域づくりを進めます。
- ・ 認知症の人とその家族を支援するため、電話相談及び相談員の派遣を継続して実施します。

⑤ 認知症に適切に対応する地域づくり

- ・ 市町村の取組事例や成果を活用して、認知症の人とその家族を地域で支える仕組みづくりを全県下で推進します。具体的には、県内の圏域ごとに市町村との協働体制で、認知症対応に関する地域資源（地域包括支援センター、グループホーム等の拠点施設、病院、公民館、警察署、民生委員、町内会、商店街など）をネットワーク化し、効果的な支援を行う体制の構築を目指すとともに、これまで実施した事業の成果を全県に

普及します。

- ・ 県は、地域全体が認知症に適切に対応できるよう、ネットワークの拡充と、日常的な見守りを行う地域住民の意識づくりを進めるため、認知症地域支援推進員の活動の質向上への支援やチームオレンジの構築支援を通して、各市町村の認知症の人にやさしいまちづくりを支援していきます。
- ・ 行方の分からない認知症高齢者等を検索するSOSネットワークの市町村・広域単位での設置に向けた支援を行うほか、身元の分からない認知症高齢者等に関する照会・確認などについても、警察・市町村などと協力しながら進めていきます。
- ・ 若年性認知症支援コーディネーターを設置し、若年性認知症の人と家族が自分らしく過ごせる社会づくりを進めていきます。

(2) 生きがいに満ちた生活の実現

① 高齢者が活躍できる活動の場づくり

- ・ スポーツや文化の交流大会、生きがいつくりなどのさまざまなイベントを通じて60歳以上の方々を中心にあらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる総合的な祭典「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への参加を支援し、健康の保持・増進への関心、生涯現役への心意気を高めるとともに、世代間交流を通じた相互理解を深め、高齢者が安心して暮らすことができる地域力を将来に向けて高めます。
- ・ 高齢期になる前の早い時期から、健康に留意した自己管理や、特に「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこ」の3分野における生活慣習の改善に向け、普及啓発等に取り組みます。また、住民が主体的に多種目・多世代・多目的にスポーツを楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の育成・支援や、スポーツ・レクリエーションの普及等を通じて生涯スポーツの振興を推進します。
- ・ 市町村の公民館等における生涯学習活動に加え、大学・図書館等の社会教育施設の開放講座など、多様な学習機会の提供を支援します。
- ・ 「宮城いきいき学園」において引き続き地域活動の核となる人材を養成するとともに、市町村等と連携し、育成した人材の地域での積極的な活用を図ります。
- ・ 老人クラブの活動が、高齢者の社会参加の場として、地域での支え合いに大きな役割を果たせるよう、市町村や県老人クラブ連合会と連携しながら支援していきます。
- ・ シルバー人材センターが未設置の市町村への設置促進に取り組むとと

もに、地域の多様なニーズに対応した事業展開が行われるよう支援します。

- ・ 市町村が行う生活支援サービスの提供主体となるボランティア・NPO団体等地域で支え合う多様な主体の育成を支援し、高齢者の社会参加の促進に努めます。

② いくつになっても働ける社会づくり

- ・ 宮城労働局など関係機関と連携して、定年の引き上げや定めの廃止、希望者全員の継続雇用を企業に働きかけるとともに、65歳以上の高齢者の積極的な雇用を促進します。
- ・ 業務に必要な資格の取得や経験の蓄積、復職に必要な知識・技術の習得などの人材育成を実施することにより、中高年齢者の再就職を促進します。
- ・ 関係機関と連携しながら、介護助手や介護ボランティアなど、元気な高齢者を含む多様な人材の福祉・介護分野への参入を促進します。
- ・ 農業への新規参入に必要な営農技術・知識の習得のための研修等を実施し、就農支援を行います。

(3) 自分らしく生きるための権利擁護

① 権利擁護のための取組

- ・ 誰もが地域で自分らしい生活を送れるよう、福祉・司法の専門職の視点も含めて適切に権利擁護支援が検討・実施されるための、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての計画策定や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備づくりを支援します。
- ・ 権利擁護支援の必要な人を発見し、支援する体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築ができるよう、県では、社会福祉協議会、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの関係団体と緊密に連携しながら、市町村の広域的な支援に努めます。
- ・ 「みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称：まもり一ぶ）では、福祉サービスの利用援助等を通じて日常生活の自立支援を行うとともに、生活全般にわたる多様な支援につなげていきます。また、ホームページ等の活用により、広く事業の周知と普及啓発に努めます。
- ・ 権利擁護に係る関係機関のネットワークづくりに取り組み、そのネットワークを基礎として、専門的な相談機能を有しながら複合的な問題に対して継続的に対応する、総合的な支援サービス提供の仕組みづくりを

検討していきます。

② 高齢者虐待の防止

- ・ 高齢者虐待の早期発見に努めながら、虐待事例の相談や通報に的確に対応し、関係機関が一体となって継続的に対応します。特に、市町村・地域包括支援センターでは、当事者及び関係者に適切かつ継続的に関わり、必要に応じて成年後見制度の利用支援や、高齢者を保護するための老人福祉施設等への措置等を行います。
- ・ 養護する家族による虐待は、介護支援専門員・介護サービス事業所職員からの相談・通報が約3割を占めていることから、関係者に対して虐待防止や対応についての研修を行うほか、県民を対象とした講演会の開催や、高齢者虐待に関する実態調査結果の公表などを通じて、正しい理解や意識啓発に努めます。また、介護家族の負担を少しでも軽減するため、市町村と連携しながら、地域における高齢者や介護家族を支える活動の推進や介護家族の会などへの参加誘導などを行っていきます。
- ・ 虐待通報に対応する市町村や地域包括支援センターの職員を対象に、高齢者権利擁護に関する研修会を開催するとともに、介護施設における虐待を防止するため、高齢者権利擁護推進事業を活用しながら、施設職員に対する研修の機会の確保に努めます。また、事業者に対する実地指導にあたっては、施設における研修体制の確認も含め、虐待防止の取り組みの充実について引き続き指導します。
- ・ 養護者による虐待に関して、市町村相互の連絡調整、情報の提供など必要な支援を行うとともに、広域的見地から市町村の虐待対応について支援を行うため、専門的な助言を必要とする場合の相談窓口の設置を継続します。
- ・ 県では「高齢者権利擁護推進委員会」を設置しており、関係者及び関係機関と連携しながら、引き続き虐待防止を含む権利擁護施策の検討を行っていきます。
- ・ 災害公営住宅等において、環境の変化やストレス等からの家族による高齢者への虐待を防止するため、住民の心配ごとの相談窓口としてのサポートセンターの総合相談や電話相談などの体制を支援します。また、虐待を防ぐため、地域の見守りや支え合い活動を支援します。
- ・ 介護及び看護の従事者が身体拘束廃止に対する認識を深め、現場における議論と工夫を積み重ねながら、介護技術の向上が図られるよう支援します。
- ・ 介護及び看護の従事者や高齢者を介護している家族、県民に対して、身体拘束の廃止に向けた取組の普及・啓発に努め、正しい高齢者介護に

ついでに知識を広げるほか、身体拘束に関する相談窓口を設け、介護職員やサービス利用者の家族からの具体的な相談に適切に応じ、ケアに関する助言等も行います。

- ・ 介護保険施設においては、緊急やむを得ないことを理由として身体拘束を行った場合は、その状況や理由を記録することが義務付けられており、その義務を怠った場合は「身体拘束廃止未実施減算」を行うこととされています。事業者に対する実地指導の中では研修体制を含めて身体拘束の状況を確認することとしており、施設管理者等を啓発していきます。

基本的目標 3 安心できるサービスの提供

(1) サービス提供基盤の整備

① 在宅生活を支援するサービスの充実

- ・ 介護保険の居宅サービスについては、保険者である市町村と連携し、不足するサービスの有無など地域の実情を考慮しながら、サービス提供体制の充実を図るとともに、専門性の高い人材の育成などを通じてサービスの質の向上を図ります。また、「小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」などの住み慣れた地域で柔軟に対応できるサービスの整備を促進するとともに、サービスの内容について引き続き周知を図っていきます。
- ・ 介護者の介護疲れによる共倒れを防ぎ、介護する側もされる側も充実した暮らしを継続できるよう、デイサービスやショートステイなど各種介護サービスの利用の促進を図ります。
- ・ 訪問診療を実施する医療機関の増加とともに、地域における入院医療機関と在宅医療関係機関が連携した切れ目のない在宅療養支援体制を構築します。また、入院治療と在宅生活の継続性が確保できるよう訪問看護サービスの充実が必要であり、市町村、医師会、看護協会等に対して訪問看護ステーションの整備を促します。
- ・ 特に、在宅医療の限界点を高める上で中心的役割を果たすことが期待される訪問看護ステーションについては、看護職員の定着や人材の確保等による規模の拡大等の課題を抱えていることから、関係団体の協力を得ながら、課題解決のための協議会の運営、普及啓発事業を行います。また、新規参入促進のための在宅医療に関する研修を実施するなど人材育成に取り組むことで在宅医療の担い手の確保に努めます。
- ・ 住み慣れた地域での日常生活の自立と生活の質の向上に必要なリハビ

リテーションサービスが一貫して提供される体制の整備を図るため、地域医療連携及び医療機関と福祉サービス施設・事業所間との連携の強化を図るとともに、県内で利用できるリハビリテーションサービスの情報提供に努めます。また、病院から自宅への円滑な移行を可能にするため、医療・福祉関係者を対象とした研修会の開催や先進事例の情報提供等により、地域連携の推進を図ります。

- ・ 患者・家族等のがんに関する相談について、心理、医療、生活、介護など様々な分野の相談をワンストップで提供する地域統括相談支援センターを設置し、患者の療養をサポートするピアサポーターの育成や患者会支援等により、在宅療養支援体制を整備します。
- ・ お泊まりデイサービスについては、平成27年の制度改正に基づき、利用者保護の観点から、届出の義務づけや事故報告の仕組みの構築、情報の公表を推進するとともに、事業所の指導を通じて、宿泊環境の適正化を推進します。

② 施設サービスの充実

- ・ 施設サービスの基盤整備として、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の整備を進めます。介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）は、平成27年4月から新たに入所する者を、原則要介護3以上に限ることとする制度改正が行われましたが、要介護2以下の入所希望者もいることから、特定施設入居者生活介護等やショートステイ、デイサービス等の居宅介護サービスとの連携を図られるよう複合的な整備を図ります。介護老人保健施設は、通所リハビリテーション、短期入所療養介護や訪問リハビリテーション等のサービスと連携を図るとともに、地域の在宅ケアの拠点としての機能を充実させていきます。また、平成30年度に創設された介護医療院については、地域の実情に応じて整備を進めます。
- ・ 入所希望者数の実態と高齢化の進行を見据えた施設サービス量を確保するため、市町村と調整しながら、施設の新築はもとより既存施設の増築や転換などにより、引き続き入所待機者の早期解消を目指し、計画的な整備を進めます。
- ・ また、施設整備に当たっては、高齢者人口がピークとなる時期を見定めながら、既存施設の大規模改修などを含め、県の老人福祉施設等整備事業費補助金や地域医療介護総合確保基金（介護分）などの活用により事業者の整備費用の負担軽減と最適な介護福祉基盤の整備を図ります。
- ・ 地域医療介護総合確保基金（介護分）の活用により、従来型施設のユニット型への改修を進め、入所者の居住環境の改善を図ります。なお、

入所者にとって施設は生活の場であり、プライバシーに配慮した生活環境が必要であることから、基本的に個室・ユニット型での整備を推進しながら、利用者の状況や地域の実情に応じて、従来型での整備についても支援します。

- ・ 介護療養型医療施設や医療療養病床の、介護医療院や介護老人保健施設など介護保険施設等への転換については、医療機関の意向を尊重しながら、各市町村と調整の上転換を進めていきます。

③ 地域密着型サービスの推進

- ・ 地域密着型サービスの提供体制を充実するため、地域医療介護総合確保基金（介護分）等の活用により、地域密着型サービス提供施設の整備費用を軽減するとともに、施設整備について必要な助言を行い、各市町村が地域の実情に応じた基盤整備を行えるよう支援します。
- ・ 地域密着型サービスを提供する事業者が行うサービスの質の向上の取組を支援するため、「地域密着型サービス外部評価」が効果的に実施されるよう、評価調査員の研修を実施するなど引き続き評価実施体制の充実を図るとともに、評価基準の検証を行い、必要に応じて基準の見直しを行います。さらに、事業所の情報公開を推進するため、県民や市町村に対して評価結果を情報提供します。
- ・ 市町村が指導監督権限を適切に行使することにより、地域密着型サービス事業所の適正な運営が確保されるよう、必要な情報の共有など県と市町村との連携の確保に努めるとともに、必要に応じて助言を行うなど、市町村へ支援します。
- ・ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」は「地域包括ケアシステム」の仕組みを支えるサービスとして位置づけられていることから、市町村や事業者団体等とも連携し、「小規模多機能型居宅介護」などと併せて積極的に概要等のPRを行い県民の理解を深めるとともに、事業者の参入を促すなど、サービス提供体制の充実が図られるよう市町村を支援していきます。

④ 新たな住まいの確保

- ・ 自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者を対象とした空家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う体制の整備を支援します。
- ・ 高齢者が入居する施設が提供する介護サービスや、外部の事業者が入居者へ提供する介護サービスについて、介護保険法に基づく指導監督を通じて、適切なケアが提供されるよう必要な助言・指導を行います。
- ・ 高齢者世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、県・市町村や

関係団体等で構成される宮城県居住支援協議会で、必要な措置について協議していきます。また、終身建物賃貸借制度の周知と活用を図ります。

- ・ 高齢者向けの住まいの一つとして、市町村と連携しながら、地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進に取り組みます。
- ・ 有料老人ホームにおいて適切な運営が図られるよう、集団指導等を通して適正化を図っていきます。
- ・ 老朽化の進んだ養護老人ホームの改築整備をすることにより、入居者の生活環境の改善と個室化によるプライバシーの確保を図ります。また、軽費老人ホームについては、安定的な運営ができるよう支援していきます。
- ・ 平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、宮城県居住支援協議会と連携しながら、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。

⑤ バリアフリーみやぎの推進

- ・ 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく整備基準に適合した公益的施設の整備を推進するため、施設整備マニュアルを作成し、県のホームページへの掲載や事業者への周知など情報提供に努めます。
- ・ 「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例」に基づく整備基準に適合した交通安全施設の整備推進に取り組みます。
- ・ 市町村やNPO法人等による福祉有償運送の取り組みが円滑に実施できるよう、国土交通省への登録のために必要な運営協議会の設置・運営について引き続き支援します。
- ・ 県内小学生への「福祉のまちづくり読本」等の配布やバリアフリー関連情報の発信等によるバリアフリー思想の浸透に努めます。
- ・ 高齢者や障害者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心を育むため、福祉教育・ボランティア学習への講師派遣や地域ぐるみの福祉教育の推進などに取り組みます。
- ・ 施設管理者の協力のもと、当該施設の障害者等要駐車場区画について、条件に該当する利用者（障害をお持ちの方や高齢者、妊産婦、けが人等）に共通に使用できる利用証を公布する「宮城県ゆずり合い駐車場利用制度」を平成30年9月から導入していますが、制度の周知を図りながら、協力施設の拡大等に努めます。
- ・ 将来（高齢期）を見据えた住まい方に関する情報の提供や高齢者の住

宅改修等に係る相談の実施などにより、高齢者の生活や在宅介護を用意にする住宅の普及を促進します。

- ・ ケアマネジャー等に対して、適切な住宅改修や福祉用具の利用に関する研修を実施するとともに、介護家族等の参考となるよう福祉用具の展示を行い、介護を必要とする高齢者が在宅で生活が可能となるよう支援します。

(2) 介護を担う人材の確保・養成・定着

① 多様な人材の参入促進

- ・ 介護関係団体が参画する宮城県介護人材確保協議会において、業界全体として介護人材確保の推進に向けた具体的な取組等を検討し、実施します。実施に当たっては、中長期的な視点に立った計画的かつ効率的な人材確保の取組を進めるため、介護人材の需給推計を継続的に実施します。
- ・ 介護職の将来の担い手となり得る小中学生が介護への理解と親しみを持てるよう、児童や生徒に介護の魅力を発信する取組を進めるとともに、就職活動期の高校生や大学生、地域の若者の介護分野への参入促進を図るため、学生やその保護者に対する情報発信を行います。
- ・ 就業意欲のある中高年の方を対象に、介護の周辺業務を担う人材としての参入を促進することで、専門的な業務に従事する介護職員の業務負担を軽減するとともに、中高年の方の地域交流・就労機会を拡大し、介護予防の推進に繋がります。
- ・ 介護施設等において確保することが難しい看護職員について、介護分野を含む県全体の需給見通しに基づき、安定的な確保に努めます。
- ・ 介護ロボットやICTの導入支援に取り組み、介護職員の負担軽減を図ることで、介護職に対するイメージの改善や魅力の向上を図り、新たな介護人材の参入促進を目指します。
- ・ 外国人介護人材の参入・育成を促進するため、外国人介護人材と介護施設等のマッチングや、無料学習講座を通じた日本語学習支援、及び、外国人介護人材の受け入れに関する事業者を対象とする相談事業や普及啓発を進めます。

② 職員の資質向上

- ・ 限られた介護人材をより有効活用するため、多様な人材層を類型化した上で、機能分化を進めるとともに、専門性の明確化・高度化と、介護人材の継続的な質の向上を図ります。
- ・ 介護現場のリーダーの育成や介護サービスの質の向上を目的とした中

堅介護職員等に対する研修の実施，人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する研修を通じ，介護職員のキャリア形成を支援します。

- ・ 無資格者や初任者，勤続3年から5年程度の中級者，そして介護福祉士等の有資格者など，それぞれの階層に合わせた研修を体系的に実施し，現場での役割に応じた段階的なスキルアップを後押しすることで，介護職に就いた方がやりがいを持ってステップアップできる環境を整え，人材の定着を図ります。
- ・ 就業意欲のある中高年の方などの，介護助手としての参入を促進することにより，専門的な業務に専念する介護職員と，介護の周辺業務に携わる補助的な人材との業務分担を図り，専門性の高い介護人材の養成・教育プロセスの確立や，役割明確化による業務負担の軽減を図ります。
- ・ 介護関係団体が参画する宮城県介護人材確保協議会において，人材育成に資する取組を行っている介護事業所を認証する制度（みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度）を活用し，魅力ある職場であることを積極的に発信するほか，事業所の職場環境改善への取組を推進し，職員のさらなる資質向上を図ります。

③ 労働環境・処遇の改善

- ・ 介護関係団体が参画する宮城県介護人材確保協議会において，業界全体として労働環境・処遇の改善に向けた具体的な取組等を検討し実施します。
- ・ 福祉の現場に就職した職員の定着を図るために，宮城県福祉人材センターに配置したキャリア専門員による就業後のフォローアップ等を実施します。
- ・ 介護職員の身体的負担の軽減や利用者情報の共有等による事務負担の軽減による働き方改革を進めるため，地域医療介護総合確保基金等を活用した介護ロボットやICTの導入費用の補助を実施すると共に，導入効果の周知を行います。
- ・ 介護サービス事業所等に対する処遇改善加算制度の周知を図り，事業所が制度を有効に活用し，介護職員の処遇改善を行うよう促します。また，処遇改善加算の成果を確認し，介護報酬が適正な水準となるよう，国に対して必要な要望を行います。
- ・ 介護職員のワーク・ライフ・バランスを向上し，介護業界をより魅力ある職場とするため，介護事業所等における業務改善について，外部コンサル等も活用した積極的な支援を実施します。
- ・ 介護の魅力発信やイメージアップを図るため，各施策による環境改善等の実情について，積極的に周知を図っていきます。また，情報の発信

に当たっては、小中学生等、日頃高齢者に関わる機会が少ない層も広く対象とし、介護現場に直接関与する方以外からのイメージも向上できるような事業を展開します。

④ 介護支援専門員の資質向上

- ・ ケアマネジメントの中核的な役割を担う介護支援専門員の養成を行うとともに、その資質向上、専門職としての能力の保持・向上を図るため、研修を体系的・継続的に実施します。
- ・ 地域課題の把握や社会資源の開発等の地域づくり、介護支援専門員の人材育成等を行う主任介護支援専門員の養成を行うとともに、その能力の保持・向上を図るため、研修を体系的、継続的に実施します。
- ・ 医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら困難事例に対処できるよう、現任の介護支援専門員を対象に、現場対応力向上のための支援事業を実施するほか、主任介護支援専門員の中でも、地域で指導的役割を担う人材を育成します。
- ・ 介護支援専門員の資質向上に向けた支援のあり方について、研修をより効果的に実施するために、国や研修実施機関等と連携してPDCAサイクルによる継続的な改善を行っていきます。

(3) 介護サービスの質の確保・向上

① 適切な介護サービスの確保

- ・ 各市町村（保険者）の介護保険財政が安定的に運営されるよう、介護（予防）給付費の公費負担を行うとともに、介護保険財政安定化基金を造成し、予想を上回る給付費の伸び等による財政不足が生じた場合の貸付・交付を行います。
- ・ 被保険者からの保険料と、国・県・市町村による公費負担を財源として運営される介護保険制度は、受益と負担の関係を明確にするとともに、法令遵守のもと、利用者の「自立支援」に向け、介護サービス事業者が適切にサービスを提供することが必要です。
- ・ 県では、令和3年度から令和5年度までの3年間で策定期間とする「第5期宮城県介護給付適正化取組方針（介護給付適正化計画）」に基づき、介護給付適正化に向けた取組を推進します。
- ・ 要介護認定では、公平・公正な認定調査及び介護認定審査会における適切な審査・判定がなされるよう、認定調査員や介護認定審査会における適切な審査・判定がなされるよう支援していきます。
- ・ 介護サービス事業所における労働法規の遵守について、国・県・市町村が連携を図りながら、事業者による労働環境整備の取組が推進される

よう指導を行います。

- ・ 苦情を未然に防止するためには、事業者の適切な運営が確保される必要があります。そのために、集団指導及び実地指導を引き続き行うとともに、充実・強化を図ります。更に、公益通報等があった場合には、随時対応します。
- ・ 苦情処理体制が未整備あるいは十分に機能していない事業者に対しては、実地指導等で改善を指導し、体制の整備を促します。
- ・ 「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」が有効に活用されるようにPRに努めます。
- ・ 介護サービスに関する苦情処理体制の基本方針となる「苦情処理マニュアル」に基づき、関係機関の協力を得ながら迅速な対応に努めます。
- ・ 「介護サービス情報の公表制度」については、制度改正に対応するとともに必要に応じて事業所が円滑に情報発信できるよう支援します。また、この制度がより一層活用され、広く定着するよう、調査・公表方法の見直しを図りながらPRに努めるとともに、事務等の効率化を行います。
- ・ 地域包括支援センターが権利擁護等の機能を十分に発揮できるよう、職員の資質向上のための研修や先進事例の情報提供等により支援します。
- ・ 宮城県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業については、今後も引き続き事業の周知徹底を図るとともに、援助を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度等の他制度との連携強化など適切な運用に向けて支援します。

② サービスの質の向上

- ・ 介護保険事業所等への指導については、介護サービス事業者等の育成・支援を念頭に、よりよいケアの実現と報酬請求の適正化に向けて実施率の向上を図りながら、重点的かつ効率的に行います。
- ・ より多くの事業者の「福祉サービス第三者評価」受審促進のために、シンボルマークなども活用し、サービスの質の向上に積極的に取り組むよう働きかけを行うとともに、より効果的な制度となるよう、評価基準の見直し、評価調査員の資質向上などに取り組みます。
- ・ 不服申立に対する審理・裁決機関として県に設置している介護保険審査会においては、中立・公平に、かつ迅速な処理を行うことにより、介護保険制度の信頼性確保に努めます。
- ・ 介護事故防止の推進については、引き続き、各施設に対する周知徹底と適切な指導を図っていきます。

IV 具体的な取組・事業

「地域包括ケア推進アクションプラン 第2ステージ」では「医療・介護基盤の確保」「多職種連携体制構築の確立」「高齢者の健康維持・増進」「生活支援サービスの充実及び住まいの確保」「認知症対策の推進」「介護人材の確保」の6つのテーマを設け、取組内容を整理してきました。本「地域包括ケアシステム取組方針」でも同様に、これらの6つのテーマに沿って、具体的な取組と事業を整理します。

(1) 医療・介護基盤の確保

在宅医療を促進していくために、在宅医療に従事する医師、歯科医師、薬剤師及び看護師等を育成・確保するとともに、連携体制の強化や参入促進のための取組を進めます。また、24時間切れ目のないサービスが提供されるよう、医療・介護従事者等への普及啓発や研修などを行います。

<元気プラン関連項目>

基本的目標1「みんなで支え合う地域づくり」

(1) ①地域包括ケア体制の充実

②多職種連携体制の構築・推進

基本的目標2「自分らしい生き方の実現」

(1) ③早期発見・早期対応の促進、医療体制の整備

基本的目標3「安心できるサービスの提供」

(1) ①在宅生活を支援するサービスの充実

③地域密着型サービスの推進

<目指すべき方向性>

- ・地域における在宅療養支援体制の構築
- ・在宅医療を担う人材育成体制の充実
- ・訪問看護体制の充実
- ・認知症の早期発見・対応に向けた体制の充実
- ・地域ケア会議の充実・活性化による地域課題の解決機能の強化
- ・医療と介護の連携をコーディネートできる人材育成体制の充実
- ・リハビリテーション専門職等の広域派遣調整及び人材育成体制の充実

<取組の柱>

- ・訪問看護に携わる看護職の資質向上，訪問看護ステーションの体制整備への支援
- ・在宅医療を担う医師等の育成に向けた支援や，在宅医療の基礎的知識・技術的知識を学ぶ機会の確保

◆主な県の事業

○訪問看護推進事業

訪問看護師の質の向上や訪問看護のニーズ掘り起こしのための会議・研修等の実施

○在宅医療対応力向上研修事業

在宅医療に新たに取り組む医師等を対象とした研修の実施

○地域包括支援センター機能強化推進事業

地域包括支援センター職員を対象とした研修の実施

○地域包括ケア総合推進・支援事業

市町村が地域の住民や医療・介護の専門職と連携し，地域の多様な資源を活用した効果的な自立支援・重度化防止等の取組ができるための支援

○介護基盤等整備補助事業

地域密着型サービス施設等の整備助成及び施設等の開設・設置に必要な準備経費等の支援

○療養病床転換助成事業

療養病床から介護保険施設等への転換が円滑に進むための補助等

(2) 多職種連携体制構築の確立

在宅医療での様々な場面に応じて，医療・介護が相互に連携する機会の積極的な確保，多職種間における情報共有と相互理解，マネジメント機能の強化などを行います。

＜元気プラン関連項目＞

基本的目標1 「みんなで支え合う地域づくり」

- (1) ②多職種連携体制の構築・推進
- (2) ③介護予防の推進

基本的目標2 「自分らしい生き方の実現」

- (1) ③早期発見・早期対応の促進，医療体制の整備

基本的目標3 「安心できるサービスの提供」

- (2) ④介護支援専門員の資質向上

＜目指すべき方向性＞

- ・多職種参加型の地域ケア会議の充実と地域課題を検討する場の強化
- ・行政と幅広い専門職が連携し，地域の多様な資源を活用するための関係団体との広域的な連携体制の構築
- ・認知症支援の連携体制の強化
- ・介護支援専門員に対するケアマネジメント機能強化の支援

＜取組の柱＞

- ・地域包括ケアの担い手が，地域課題の検討を行う機会の確保
- ・地域包括ケアシステムの充実・推進のための課題解決への支援や，地域住民・関係機関等への普及啓発の実施
- ・事例検討や会議，研修等の機会を通じた，医療・介護関係者の顔の見える関係の構築
- ・多職種連携や看取りに関する知識・技術を学ぶ機会の確保

◆主な県事業

○医療・介護福祉連携推進事業

在宅での療養環境整備やサービスの一体的な提供等，医療と介護の連携推進を図る地域の取組等に対する助成

○ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業

地域包括ケアシステムの要として，多職種連携に精通した人材が求められる介護支援専門員に対し，経験豊富な医療職・福祉職等を講師として講習会等を行い，多職種連携による多角的な視点を持った現場対応力向上を図る

○介護支援専門員資質向上支援研修

介護保険制度の円滑な実施のため，介護支援専門員実務研修受講試

験，介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の発行

○患者のための薬局ビジョン推進事業

薬局機能強化や連携体制構築のため，地域の現状や課題を把握するための調査等を実施し，必要な方策の検討及び支援

○地域包括ケア総合推進・支援事業

(3) 高齢者の健康維持・増進

全ての高齢者が介護予防に取り組むことができるよう，地域における通いの場等，拠点作りを進め，高齢期においても生活機能の状況に応じた支援環境づくりを進めます。

<元気プラン関連項目>

基本的目標 1 「みんなで支え合う地域づくり」

(2) ③介護予防の推進

基本的目標 2 「自分らしい生き方の実現」

(2) ①高齢者が活躍できる活動の場づくり

基本的目標 3 「安心できるサービスの提供」

(1) ①在宅生活を支援するサービスの充実

<目指すべき方向性>

- ・高齢者自身の地域活動への積極的な参加・社会参加の促進
- ・地域で活躍できる専門職の育成及び連携体制の構築
- ・健康寿命の延伸に向けた保健事業と介護予防の一体的実施の支援
- ・専門職との連携・協働による介護予防，フレイル予防の取組推進
- ・地域活動の核となる人材の養成と地域での積極的な活用

<取組の柱>

- ・生活習慣病や生活不活発病予防に向けた普及啓発
- ・多様な介護予防の取組支援と介護予防事業の評価・分析支援
- ・リハビリテーション専門職等との連携によるケアマネジメント支援

◆主な県事業

○地域包括ケア総合推進・支援事業

自立支援・重度化防止等に向けた市町村支援（アドバイザー派遣等）、一般県民等への介護予防に関する普及啓発等

○老人クラブ活動育成事業

高齢者福祉の向上及び社会参加の促進に向けた、県老人クラブ連合会が行う人材の養成・確保事業への補助

○みやぎシニアカレッジ運営事業

「宮城いきいき学園」において地域活動の核となる人物を養成するとともに、市町村等と連携し、育成した人材の活用を支援

○高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業

老人クラブが行う社会参加活動や、市町村老人クラブ連合会が行う各種取組への支援

○県ボランティアセンター運営事業

○地域リハビリテーション推進強化事業

○元気高齢者等活躍支援事業

（４）生活支援サービスの充実及び住まいの確保

地域コミュニティを構築していくための支援や地域活動の推進、また、高齢者や障害者等への見守り・生活支援など、地域の支え合い体制の構築に向けた取組などを行います。

<元気プラン関連項目>

基本的目標1「みんなで支え合う地域社会づくり」

(2) ①支え合う地域社会づくり

②地域支え合いの推進

基本的目標2「自分らしい生き方の実現」

(1) ⑤認知症に適切に対応する地域づくり

基本的目標3「安心できるサービスの提供」

(1) ④新たな住まいの確保

⑤バリアフリーみやぎの推進

<目指すべき方向性>

・地域の支え合いや見守り活動の推進に係る関係機関との連携強化

- ・多様な担い手が連携して地域づくりに取り組むための制度や分野を超えた支援体制の構築

<取組の柱>

- ・多様な主体との連携による地域力の強化
- ・包括的な相談支援体制の構築
- ・地域における支え合いの中心となる人材の育成のための研修の実施及び活動支援
- ・高齢者や障害者等に対する住まいと移動手段の確保のための支援

◆主な県事業

○生活支援サービス開発支援事業

宮城県支え合い・生活支援推進連絡協議会の設置及び研修アドバイザー派遣等市町村支援の実施

○地域福祉推進事業

地域共生社会の実現に向けた取組の推進、市町村の取組を支援

○高齢者権利擁護推進事業

介護保険事業所内における身体拘束廃止等の取組を推進するほか、権利擁護推進のため関係機関との連携を強化

○高齢者虐待対策事業

虐待の防止及び発生時の市町村、関係機関等のネットワーク体制の構築を支援

○日常生活自立支援事業

○バリアフリーみやぎ推進事業

(5) 認知症対策の推進

認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、サポート体制の構築や交流の場の創設などの取組を行います。

<元気プラン関連項目>

基本的目標 2 「自分らしい生き方の実現」

(1) 認知症の人にやさしいまちづくり

<目指すべき方向性>

- ・認知症の人とその家族が自分らしく過ごせる地域づくりを目指し、社会や地域における認知症への正しい理解を促進、身近な生活支援ニーズ等に合った具体的な支援につなげる仕組みの構築を進めていきます。
- ・認知症の状態に応じて、医療と介護の多職種が連携して本人主体の適切な医療・介護サービスが提供される環境をつくるため、医療・介護等の質の向上を図ります。

<取組の柱>

- ・認知症に対する正しい理解の促進や認知症の相談窓口の設置、当事者交流会・認知症カフェの普及、認知症地域支援推進員の活動支援などを通じた認知症の人にやさしい地域づくり
- ・かかりつけ医をはじめとした医療関係者の認知症対応力の向上や認知症疾患医療センターと認知症サポート医の連携による地域医療体制の充実、介護従事者のケアの資質向上などを通じた認知症の早期発見と適切なケアの提供

◆主な県事業

○認知症地域ケア推進事業

認知症の人や家族の視点を重視した普及啓発、市町村の事業支援

○認知症高齢者介護家族等支援事業

認知症に関する相談窓口の設置や認知症介護家族交流会の支援

○認知症地域支援研修事業

認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援の活動の質向上の支援

○認知症地域医療支援事業

かかりつけ医等の医療職に対する研修の実施

○認知症介護実務者総合研修事業

介護サービス従事者を対象とした研修の実施

(6) 介護人材の確保

今後ますます利用の増加が見込まれる介護保険サービスについて、担い手となる介護人材の確保・養成・定着を質・量の両面から一層強化することで、安定的なサービス提供基盤を築きます。

<元気プラン関連項目>

基本的目標 3 「安心できるサービスの提供」

(2) 介護を担う人材の確保・養成・定着

<目指すべき方向性>

- ・幅広い世代を対象とした，介護に関するイメージアップの推進
- ・外国人介護人材の参入と定着の促進に向けた支援
- ・介護ロボット・ICT の導入支援や，働き方改革等を通じた，介護現場における業務環境改善の推進
- ・働きながらの研修受講支援や，階層別研修の充実による職員の資質・専門性の向上

<取組の柱>

- ・職員・管理者の意識向上と定着促進
- ・幅広い世代に向けた介護のイメージアップを推進
- ・働きやすい職場づくりを推進

◆主な県事業

○介護人材確保対策緊急アクションプラン事業

週休3日制導入等に代表される介護職働き方改革，外国人介護人材の確保，介護イメージアップを三つの柱とした，緊急かつ大胆な介護人材確保対策を実施

○介護人材確保推進事業

宮城県介護人材確保協議会運営の他，介護職員合同入職式，事業所向け認証制度，階層別研修等の各種事業を実施

○介護福祉士養成施設支援事業

介護福祉士養成校を対象に，入学促進や普及啓発等に関する事業へ補助

○介護職員初任者研修受講支援事業

無資格の介護従事者を対象に，働きながらの介護職員初任者研修の受講を支援

○外国人介護人材学習支援事業

EPAに基づき入国し，介護施設等で就労しながら介護福祉士資格の取得を目指す候補者の，学習経費や研修担当者の必要経費を補助

○**介護ロボット・ICT導入支援事業**

介護職員の負担軽減を目的とした、介護ロボットやICT機器等の導入を支援

○**元気高齢者等活躍支援事業**

就労意欲を持つ高齢者等が現場の周辺業務を担う介護助手等へ就業できる機会を創出し、介護職員の負担軽減と元気高齢者の活躍機会拡大

V 重点的な取組

新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を振るい、国内でも多くの方々が罹患され、尊い命が奪われる事態となりました。

この感染症の流行に伴い、長期間の外出自粛が行われるとともに、人と人との距離を確保するなどのいわゆる「新しい生活様式」の導入が叫ばれるようになり、これまで地域の中で行われてきた対面での見守りや、住民同士の集まりなどが少なくなりました。

一方で、地域における住民同士の支え合いや、地域の中で行う介護予防の取組などは、地域包括ケアシステムの土台となる重要なものです。感染症の流行下においても、大人数の集まりが休止になることが多い中、知り合い同士の少人数の集まりを工夫して行い、電話や手紙、SNSを活用したり、衛生資材の配布の機会を利用したりしながら、地域での見守りが行われてきました。新しい生活様式を踏まえながら、地域の取組がますます活発となるよう、以下の項目に重点的に取り組んでいきます。

○対面による見守りの機会が減少したことを踏まえ、新しい生活様式を踏まえた見守り方法の導入支援

○外出の機会が減っている高齢者の健康維持・フレイル予防に向けた普及啓発や、通いの場等における適切な感染対策

VI 目標値

「第8期高齢者元気プラン」において設定した目標値は以下のとおりです。

1 みんなで支え合う地域づくり

No.	指標	現況値		目標値 (R5年度末)	左記目標値 設定の考え方	出典
		調査 時点	数値			
1	生活支援コーディネーター養成 研修修了者数	R1	805人	1,055人	新たに任命されるコーディネーター の養成研修に加え、現に活動している コーディネーターへの支援として段 階別の研修を設けることとし、目標数 の引き上げを行ったもの。	研修修了実績 (宮城県)
2	介護支援専門員に対する多職種 連携に向けた支援回数	R1	165回 (累計)	285回 (累計)	県保健福祉事務所(地域事務所・支所) 及び仙台市において年3回程度の支 援を行う。	事業実績 (宮城県)

2 自分らしい生き方の実現

No.	指標	現況値		目標値 (R5年度末)	左記目標値 設定の考え方	出典
		調査 時点	数値			
1	週1回以上実施される住民運営 による通いの場参加率	H30	1.9%	5.5%	国が実施したモデル事業において通 いの場の推進を行った県内先進市(角 田市・栗原市・東松島市・大崎市)の 伸び率(年1.2%)を目標値としたも の。	介護予防・日 常生活支援総 合事業の実施 状況調査 (厚生労働省)
2	成年後見制度利用促進に係る市 町村計画の策定	R1.10	4市町村	全35市町村	成年後見制度利用促進基本計画の工 程表で令和3年度末までの策定が求 められているもの。	成年後見制度 利用促進施策 に係る取組状 況調査 (厚生労働省)
3	成年後見制度利用促進に係る中 核機関の設置	R1.10	0市町村	全35市町村	成年後見制度利用促進基本計画の工 程表で令和3年度末までの設置が求 められているもの。	成年後見制度 利用促進施策 に係る取組状 況調査 (厚生労働省)
4	チームオレンジ立ち上げ市町村 数	R2	0市町村	17市町村	認知症施策推進大綱において、令和7 年度までに全市町村での設置が求め られている。認知症サポーター数が特 に充実(令和2年度までに人口の 10%を達成)している市町村につい て令和5年度までの設置を目指すも の。	—

3 安心できるサービスの提供

No.	指標	現況値		目標値 (R5年度末)	左記目標値 設定の考え方	出典
		調査 時点	数値			
1	小規模多機能型居宅介護事業所 数	R2.12	76か所	88か所	居宅サービス見込量によるもの。	
2	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所数	R2.12	18か所	19か所	居宅サービス見込量によるもの。	
3	介護職員の人数	R1	32,870人	38,942人	介護人材受給推計値によるもの。	介護サービス 情報公表シス テム(厚生労 働省)等
4	特別養護老人ホーム入所定員数	R1	12,144人	13,244人	施設サービス見込量によるもの。	